

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（特定空港周辺特別措置法）

（昭和53.4.20）最近改正 平成23.8.30 法105号

1. 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における一定の行為の制限

(1) 航空機騒音障害防止地区・同防止特別地区

航空機騒音障害防止地区は、政令で指定する特定空港（現在は成田国際空港）の周辺において航空機騒音対策基本方針に基づき定められる地区で、航空機の著しい騒音の及ぶこととなる地域等に指定されることとなっています（法第4条）。

また、航空機騒音障害防止特別地区は、航空機騒音障害防止地区のうち、航空機の特に著しい騒音が及ぶこととなる地域で指定されることとなっています。

(2) 制限の内容（法第5条第1項、第2項、第5項）

- ① 航空機騒音障害防止地区では、次に掲げる建築物を建築しようとする場合や、既にある建築物の用途を変更して次に掲げる建築物とする場合には、窓、出入口、給排気口、給排気塔について防音上有効な構造としなければなりません。
 - I 学校
 - II 病院
 - III 住宅
 - IV そのほか保育所、診療所、老人ホーム——など
- ② 航空機騒音障害防止特別地区では、①に掲げる建築物の建築をしてはならないとともに、既に存する建築物の用途を変更して①に掲げる建築物としてはなりません。

【適用除外】

次に掲げる場合には、航空機騒音障害防止特別地区内において、学校、病院、住宅等を建築することができます。

- ① 都道府県知事が、公益上やむを得ないと認めて許可した場合
- ② 都道府県知事が、航空機騒音防止特別地区以外の地域に建築することが困難又は著しく不適當であると認めて許可した場合

(3) 確認方法

航空機騒音障害防止地区や航空機騒音障害防止特別地区の位置や区域に関する事項は、都道府県知事が、航空機騒音対策基本方針の中で定め、それを定めたときは遅滞なく公表するので、これにより確認できます。また、都市計画の図書を、都道府県又は市町村の事務所で閲覧できます。